

四国医療専門学校における新型コロナウイルス感染症への対応指針に係る行動制限の考え方 (Ver.2022-23)

1. 国・県からの要請・指示	レベル	摘 要
要請なし	0	
注意喚起	1	
協力要請・自粛要請	2	<p>1. 文部科学省から、香川県経由にて、令和5年1月27日付けで、政府から同日付けで「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（令和5年1月27日変更）」及び「新型コロナウイルス感染症の感染経路上の位置づけの変更等に関する対応方針について」、1. 新型コロナウイルス感染症の感染経路上の位置づけ、2. 感染症法上の位置づけの変更に伴う政策・措置の見直し、3. 新型コロナウイルス感染症対策本部等の廃止、4. 特措法上に基づく措置の終了 などの周知依頼。</p> <p>(1) 5月8日から、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける。</p> <p>(2) なお、位置づけの変更前に改めて、厚生科学審議会感染症部会の意見を聴いた上で、予定している時期で位置づけの変更を行うか最終確認した上で実施する。</p> <p>(3) 今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに対応を見直す。など</p> <p>2. 文部科学省から、香川県経由にて、令和5年2月10日付けで、政府から同日付けで「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更（令和5年2月10日変更）」及び卒業式におけるマスクの取扱い等」の周知依頼。</p> <ul style="list-style-type: none"> オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、5類感染症に位置づける。 マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する。 マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す。 マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す。 その際、子どもに関して発育・発達妨げにならないよう配慮が必要であるとの指摘があることに留意するなど <p>3. 香川県知事から、令和5年2月28日付けで、「マスク着用の考え方の見直しを踏まえた対応等について」、県のマスク着用の考え方の見直しに伴う基本的対処方針の改正を踏まえ、令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方を見直すこととし、併せて、新型コロナウイルスうつらない、うつさない、感染拡大防止対策における対策における、感染防止対策の観点において、引き続き、周知協力要請。</p> <p>※ 令和5年2月10日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された「マスク着用の考え方の見直し等について」とのとり</p> <p>1 個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本</p> <p>★令和5年3月13日から適用（学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人の意思に反してマスクの着用を強いることがないよう、個人の主体的な判断を尊重 子どもについては、すこやかな発育・発達妨げとならないよう配慮することが重要 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることもあり得る。 <p>2 高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な以下の場面では、着用を推奨</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関受診時 高齢者等重症化リスクの高い方が多く入院・生活する 医療機関や高齢者施設等への訪問時 医療機関や高齢者施設等の従事者の勤務中 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時（概ね全員の着席が可能である新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等を除く） 感染の流行前に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時 <p>3 症状がある場合等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 症状がある方、新型コロナ検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は、周囲に感染を広げないため、外出を控え、通院等やむを得ず外出する時には、人混みは避け、マスクを着用 <p>4 基本的な感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年3月13日以降も、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を励行 特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日以降は、県の基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止
休業要請	3	
休業指示	4	
2. 香川県内の感染状況 (直近1週間の累積新規感染者数/10万人あたり)	レベル	摘 要
感染者なし	0	
新規感染者が数発的に発生	1	
新規感染者が1日あたり 数名～14人発生	2	
新規感染者が1日あたり 15人～24人発生	3	
新規感染者が1日あたり 25人以上発生	4	<p>香川県の現状： 令和5年3月8日現在 ① 直近1週間の累積新規感染者数 対人口 10万人当たり： 63.8人。</p> <p>直近1週間（令和5年3月2日～令和5年3月8日）で、 606人。</p> <p>② 医療のひっ迫割合（確保病床使用率）： 10.9%。 ③療養状況： 入院中： 53人、 宿泊療養： 12人。</p>
新規感染者が爆発的に発生	5	
3. 本校学生・教職員の感染者	レベル	摘 要 (各号館(各校舎)全体での発生状況)
なし	0	0人(令和5年3月10日現在)
1人～4人発生	1	
5人～10人発生	2	
11人～25人発生	3	
26人以上発生	4	
4. 本校の行動制限決定	制限レベル	摘 要
<p>上記1～5のレベルを 判断基準として、 教員（授業、臨床実習・基地実習、課外活動、受検、就職関連）、運営（企画・事務）、 オープンキャンパス、入試、各種行事、修業、 附属施設のある区分等で具体的な制限項目を明記する。 ただし、上記判断基準は、各区分において、個々に運用し、具体的な対応を行う。</p>	適宜(制限なし)	
	小	<p>1. 具体的な対応事項及び制限項目等については、令和5年5月7日まで、下記を参考とする。</p> <p>①「四国医療専門学校における新型コロナウイルス感染症の感染防止に伴う対応指針について」</p> <p>② 学生の皆さんへ「新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る対応事項について」</p> <p>③ 教職員各位 「新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る対応事項について」</p> <p>④ 非常勤講師各位 「新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る対応事項について」</p> <p>⑤ 学外関係者の皆様へ「学外関係者の本校内への立ち入りについて」</p> <p>⑥「四国医療専門学校における新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業等の実施に関する対応ガイドラインについて」</p> <p>⑦「四国医療専門学校 遠隔授業等のガイドライン」</p> <p>⑧【学生用：感染者（陽性）及び濃厚接触者】「新型コロナウイルス感染症の感染及びその後の対応フローについて」</p> <p>⑨【学生用：出席停止、自宅で経過観察】「新型コロナウイルス感染症の感染及びその後の対応フローについて」</p> <p>⑩ 学生さんの同居家族がコロナ陽性または濃厚接触者となった場合と接触者がコロナ陽性または濃厚接触者となった場合の対応について</p> <p>⑪【学生用・保護者用】「新型コロナウイルス感染症等の感染及び学校への報告と今後の対応等について」</p> <p>⑫【教職員用】「新型コロナウイルス感染症の感染及びその後の対応フローについて」</p> <p>⑬【教職員用：感染者（陽性）】「新型コロナウイルス感染症の感染及びその後の対応フローについて」</p> <p>⑭ オープンキャンパスに係る新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止・予防対策の徹底について」</p> <p>⑮「受験生へお願い」「新型コロナウイルス感染症対策について」</p>
	中	
	大	
	禁止	